

ニュースリリース

モメる前に知っておきたい、“経営者が見直すべき課題と対策”を伝授！
「改正労働者派遣法」セミナーを10/23（金）、11/5（木）に開催。

より身近なリーガル・サービスを目指す弁護士法人アディーレ法律事務所（東京都豊島区、代表弁護士：石丸幸人、以下アディーレ）は、10月23日（金）、11月5日（木）に経営者の方、企業幹部の方を対象にした企業法務セミナーを開催いたします。

■労働問題が起こる前にトラブル対策を。見直すべきポイントを弁護士が解説

2015年9月30日に施行された「改正労働者派遣法」。派遣先となる事業会社の皆さまが安心して活用できる点は増えるものの、トラブルが一気に減るといわけではないようです。そこで今回、労働者派遣法について改めて学ぶ機会をご用意させていただきました。

本セミナーでは、派遣労働者をめぐるいろいろな事例を取り上げ、“トラブルを防ぐには”という観点から、弁護士が課題と対策をお話いたします。派遣労働者とのトラブルに加え、派遣元と派遣労働者の間で起きたモメごとが、いつ何時、派遣先である皆さまの会社に波及してくるとも限りません。円滑な事業活動のために備えを怠らず、トラブルの芽を事前に摘み取ることも重要な経営戦略です。労働問題が起こる前に、深刻化する前に。ぜひこの機会に見直しをされることをおすすめいたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

■ご参加者限定！会社法務に関する無料相談をご提供

アディーレ法律事務所では、経営者の方、企業幹部の方を対象とした、少人数制の企業法務セミナーを毎月開催しております。また、企業法務セミナーにご参加いただきました特典として、会社法務に関するご相談（1時間）を無料（※）で承っております。疑問に思ってはいたけれど聞く機会のなかったことや今まさに困っていることなど、お気軽にご相談いただける機会ですので、ぜひご活用いただければと存じます。

■企業法務セミナー概要

【テーマ】「改正労働者派遣法」

【日時】平成27年10月23日（金）14：00～15：20
（受付開始13：30）

平成27年11月5日（木）14：00～15：20
（受付開始13：30）

【場所】弁護士法人アディーレ法律事務所 池袋本店
東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60/33階

【対象】経営者の方／企業幹部の方

【費用】無料



申込の詳細は Web サイト (<http://www.adire.biz/seminar/>) をご覧ください。

【弁護士法人アディーレ法律事務所】

2004年10月創立。アディーレとはラテン語で“身近な”の意味を持つ言葉で、「弁護士をより身近な存在に」という理念の下、債務整理・交通事故の被害・離婚問題・B型肝炎の給付金請求・労働トラブル・刑事事件、企業法務などの法律トラブルの解決にあたっています。

企業法務では、必要なときに必要なだけ顧問弁護士を活用できるサービス「アディーレ プラス」をご用意しており、経営者の方々は最低限の負担で幅広いリーガル・サービスを利用することができます。相談実績 25 万人以上、弁護士約 140 名を含む総勢 900 名以上が在籍し、国内最多の全国 68 拠点（2015 年 10 月時点）。日本最大のネットワークを持つ法律事務所として各地域に根を張り、皆さまのご相談に対応しております。

※ご相談は別日程での予約制となります。また、1 時間を超えるご相談の場合、別途費用が発生することがあります。また、相談時間を有効にご利用いただけるよう、事前に担当事務員より弁護士へのご相談内容のお伺いをさせていただきます。

【関連リンク URL】

<http://www.adire.biz>

＜本件に関するお問い合わせ先＞

TEL:03-5950-0268 FAX:03-5950-0276

弁護士法人アディーレ法律事務所 広報部

〒170-6033 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60